

## 長泉町シニアクラブ連合会友愛訪問活動事業実施要綱

### 第1条（趣旨）

この要綱は、長泉町シニアクラブ連合会（以下「本会」という。）会則第36条の規定により第5条第5号の友愛訪問活動事業に関する基本的な事項を定める。

### 第2条（定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1）単位クラブ 本会会則第3条の単位シニアクラブ
- （2）ひとり暮らし高齢者等 長泉町内に居住するひとり暮らし高齢者及び虚弱、病気等により地域社会との交流が乏しい高齢者
- （3）対象者 前号に定めるひとり暮らし高齢者等のうち地域の見守りが必要な者（本会の会員を原則とするが会員でない者であっても地域の見守りが必要な者を含む。）

### 第3条（実施体制）

- 1 本会は、友愛訪問活動を実施するため単位クラブに友愛活動責任者を置く。
- 2 単位クラブは、友愛訪問活動を実施するため友愛訪問チームを編成するよう努める。

### 第4条（事業内容）

- 1 単位クラブは、対象者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう友愛訪問活動を実施する。
- 2 友愛訪問活動は、別表に例示する活動を参考として対象者の居宅訪問による見守りや高齢者に有益な情報の提供などの方法により行う。
- 3 友愛活動責任者及び友愛訪問チーム員は、別に定める友愛訪問活動記録表に活動内容を記録する。
- 4 友愛活動責任者は、本会の求めに応じ指定期日までに友愛訪問活動記録表を提出する。
- 5 本会は、友愛訪問活動を含む単位クラブの友愛活動の実施に資するよう別に指針を作成する。

### 第5条（関係機関との連携）

- 1 友愛活動責任者及び友愛訪問チーム員は、友愛訪問の結果、公的支援が必要と判断したときは地域包括支援センター等の関係機関や民生委員との連携を図るよう努める。

### 第6条（遵守事項）

友愛活動責任者及び友愛訪問チーム員は、その役を退任した後も含め友愛訪問活動によって知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。

附則 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	活動目的	活動の具体例
見守り支援	安否確認	居宅訪問による話し相手、外出先での声掛け など
有益情報の提供	生活活性化、防災、防犯	会報誌の届け、健康管理・防災・悪徳商法などに関する情報提供 など
地域活動への勧誘	閉じこもり防止	シニアクラブ行事、サロン、居場所、サークル活動などへの参加の誘い など
軽易な生活援助	地域生活の継続支援	電球・蛍光灯の取り換え、ゴミ出し、草取り、外出支援（買い物、通院）など
関係機関との連携	困りごとの解決支援	地域包括支援センターへの連絡、民生委員との情報共有 など